

業務請負単価契約書（案）

- 1 契 約 名 令和8年度会津森林管理署南会津支署公用自動車点検等業務
- 2 仕 様 別紙1「公用自動車の点検等業務仕様書」による
- 3 予定契約 円 ー
総 金 額 ただし、それぞれの項目における単価は別紙2単価表のとおり
- 4 契約期間 自 契約締結日の翌日
至 令和9年3月31日
- 5 履行期間 発注の都度指示
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者 分任支出負担行為担当官 会津森林管理署南会津支署長 金子 友次（以下「甲」という。）と請負者 ○○○○（以下「乙」という。）とは、上記各項及び契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（住 所）福島県南会津郡南会津町山口字村上867
分任支出負担行為担当官
（氏 名）会津森林管理署南会津支署長 金子 友次

乙（住 所）

（氏 名）

契 約 条 項

（目的）

- 第1条 甲は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目・数量・履行年月日その他必要な事項を記載した別紙4の「発注書」を発行し、これを乙に交付して業務の履行を指示するものとする。
- 2 乙は、前項の定めによる発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭書の契約単価をもって確実に履行しなければならない。
- 3 発注者の指示内容が別紙3「令和7年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」（以下「一覧表」という。）の点検等の内容から変更されている場合は、発注書を優先するものとする。
- 4 頭書の予定契約総金額及び一覧表の点検等における数量は甲の都合により変更となる場合がある。この場合、乙は不服の申し出をすることはできない。
- 5 この契約による契約単価の有効期間は、頭書の契約期間とする。

（履行期限の延長）

- 第2条 乙は、発注者が定める期限内に業務の履行を完了することができない場合は、予め甲に対し遅延の理由及び履行完了見込日を明らかにした書面を提出し、期限延長の承認を求めなければならない。

（延滞金）

- 第3条 甲は、乙が発注者が定める期限内に業務の履行を完了できない場合において、その後甲が定める期限までに完了できる見込みがあるときは、乙に対して延滞金を請求することができる。ただし、その遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。
- 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき発注書に定める数量に頭書の契約単価を乗じて得た額の年3％に相当する額とする。
- 3 第1項の延滞金の請求は、甲がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

（整備の追加）

- 第4条 乙は、第1条第2項の定めにより点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに甲に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積をするものとする。
- 2 甲は、前項の乙の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約とは別途の請負契約を乙と締結するものとし、契約条件は本契約条項と同様のものとする。

（検査）

第5条 乙は、業務の履行を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に当該成果品について検査を行うものとする。

3 乙又は乙の使用人は、検査に立会い、検査職員の指示に従って検査に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 検査職員は検査の結果、当該成果品の全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、乙に対し適当な日時を定めて補修を請求することができる。

この場合において、第2項に規定する期間は、甲が業務のやり直しを完了した旨の通知を受けた日から起算し、第3項及び第4項の規定を準用する。

（損失負担）

第6条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、その限度内において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

（代金の請求及び支払）

第7条 乙は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

（支払遅延利息）

第8条 甲の責に帰する理由により、前条第2項に定める期限までに代金を支払わないときは、支払期限の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払金に対し、政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項により決定された遅延利息率を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。

ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息の支払日数に計算しないものとする。

（保証）

第9条 乙は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときから走行距離が1万キロメートルに達したいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に当該業務が原因で不具合を生じた場合にあつて、その不具合が当該業務が原因で生じたものと乙が認めたときは、その不具合箇所を乙の負担において再度整備するものとする。
その他、保証の詳細は、乙の発行する整備保証書による。

（契約の変更）

第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める単価契約が著しく不当であると認められる場合は、甲・乙協議して契約を変更することができる。また、自動車損害賠償責任保険料・自動車重量税額について国が定める金額に変更が生じた場合は、甲、乙協議の上変更後の金額を適用することができる。

（業務の履行責任）

第11条 業務が終了したときに、業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

4 甲は、契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。

5 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(甲の催告による解除権)

第 12 条 甲は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第 5 条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第 11 条第 1 項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 14 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 15 条 甲は、第 12 条又は第 13 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(違約金)

第 16 条 第 12 条又は第 13 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(談合等の不正行為に係る解除)

第 17 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の使用人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあって、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 18 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約期間中に必要とする予定契約総金額の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前条 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定契約総金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、予定契約総金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

（2）前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかなきとき。

（3）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（債権債務の相殺）

第 19 条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

2 乙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、乙から遅延日数 1 日につき年 5 % の割合で計算し

た延滞金を徴収する。

（権利義務の譲渡等）

第 20 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

（契約外事項）

第 21 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲・乙協議の上、定めるものとする。

（紛争の解決）

第 22 条 この契約について紛争を生じた場合は、甲・乙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

（特約事項）

別添のとおり

別添

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が、次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら、又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若

しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら、又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 1

公用自動車の点検等業務仕様書

1 対象物品

対象物品は、別紙 3 「令和 8 年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」（以下「一覧表」という。）に定める公用自動車とする。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。）については、請負者は点検を実施した結果により予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官またはその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 請負者は、契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき一覧表に定める車両引渡場所から車両を引取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ納車場所に返還するものとする。

(2) 発注書及び単価表における項目の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続検査とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 保安確認検査とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

オ スチーム洗浄とは、車体・エンジンルーム及び下廻りの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。

カ 下廻り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装である。

キ 車内及び外廻り洗浄とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マット清掃、樹脂及び鉄製部分の拭き掃除、外廻りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛け作業をいう。

ク 車両陸送とは、車両引渡場所から自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両引渡場所までの納車の作業をいう。

ケ 代車とは、点検等の期間中、臨時的に別の自動車を配備することである。なお、代車の配備に当たっては、任意保険（対人及び対物保険）に加入している車両であること。また、点検等該当車両と同等の車両であること。

コ 上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

3 その他

請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は取り外した使用済部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面をあわせて提出すること。

以上

単価表

件名(項目)		数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車(自家用・13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	2	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用・13年未満) 車両重量1.5トン超2トン以下 2年	3	台		
自動車重量税計(A)					
自賠責保険料	乗用自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	5	台		
自動車損害賠償責任保険料計(B)					
定期点検	12ヶ月点検基本料(軽自動車)	1	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	2	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	1	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量2トン超3トン以下)	1	式		
定期点検	車内及び外回り洗浄	5	式		
定期点検	車両陸送	5	往復		
継続検査(車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	2	式		
継続検査(車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	式		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	2	式		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	式		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	2	式		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	式		
継続検査(車検)	室内及び外回り清掃	5	式		
継続検査(車検)	車両陸送	5	往復		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車以外)	5	式		
継続検査(車検)	継続検査代行	5	式		
作業料金計(C)					
消費税(D) (C×10%)					
税抜き料金(A+B+C)					
税込み料金(A+B+C+D)					

令和8年度 自動車点検整備委託車両及び整備内容等一覧表

会津森林管理署南会津支署																																
対 象 車 両 共 通 事 項											定期点検				継続検査(車検)							自動車重量税	自賠償保険			車両引渡及び納車場所			合（※請求書発行相手先となる場合） 本欄を追加）	備考		
No.	車種名	登録番号	事業用途・車の別 （別家種用又は）	車台番号	型式	車両重量 (kg)	車両総重量 (kg)	登録／交付年月日	車検満了日	定期点検又は 予定年月は	1 2ヶ月点検基本料	車内及び外回り洗浄	車両陸送	代車	点検基本料 (24ヶ月)	エンジン及び 下回リスチーム洗浄	下回リ塗装	車内及び外回り洗浄	保安確認検査	車検代行	車両陸送	代車	自動車重量税	保険期間			事務所等名称	住所			連絡先 (電話番号)	
																								自	至	期間(月)						
1	RVR	会津300そ3878	普通・乗用・自家用	GA4W-0502514	DBA-GA4W	1,420	1,695	H29.3.15	R10.3.14	R9.3	○	○	○												R8.4.15	R10.4.15	24	南会津支署	南会津町山口字村上867	0241-72-2323	会津森林管理署南会津支署長	
2	エクストレイル	会津300た3177	普通・乗用・自家用	NT32-314095	DBA-NT32	1,510	1,785	R2.2.26	R9.2.25	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R7.3.26	R9.3.26	24	〃	〃	〃	〃	
3	エクストレイル	会津300た3199	普通・乗用・自家用	NT32-314098	DBA-NT32	1,510	1,785	R2.2.27	R9.2.26	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R7.3.27	R9.3.27	24	〃	〃	〃	〃	
4	パジェロ	会津300さ6924	普通・乗用・自家用	V93W-0101647	CBA-V93W	2,060	2,445	H20.10.24	R9.10.27	R8.10	○	○	○												R7.11.24	R9.11.24	24	〃	〃	〃	〃	
5	RVR	会津300そ6217	普通・乗用・自家用	GA4W-0700294	DBA-GA4W	1,420	1,695	H29.11.20	R8.11.20	R8.11					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R6.12.20	R8.12.20	24	〃	〃	〃	〃	
6	ビーゴ	会津500た4376	小型・乗用・自家用	J210G-2001449	ABA-J210G	1,200	1,475	H28.2.25	R9.2.24	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R7.3.25	R9.3.25	24	〃	〃	〃	〃	
7	XV	会津300た8906	普通・乗用・自家用	GTE-053026	5AA-GTE	1,530	1,805	R4.2.24	R9.2.23	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R7.3.24	R9.3.24	24	〃	〃	〃	〃	
8	RVR	会津300そ3876	普通・乗用・自家用	GA4W-0502483	DBA-GA4W	1,420	1,695	H29.3.15	R10.3.14	R9.3	○	○	○												R8.4.15	R10.4.15	24	〃	〃	〃	〃	
9	エブリィ	会津480か5764	軽・貨物・自家用	DA17V-957366	5BD-DA17V	960	1,420	R7.12.5	R9.12.4	R8.12	○	○	○												R7.12.5	R10.1.5	25	〃	〃	〃	〃	
10	クロストレック	会津300つ・485	普通・乗用・自家用	GUE-044003	5AA-GUE	1,590	1,865	R8.2.20	R11.2.19	R9.2	○	○	○												R8.2.20	R11.3.20	37	〃	〃	〃	〃	

発 注 書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次

令和 年 月 日付け契約の令和 8 年度会津森林管理署南会津支署公用自動車点検等業務について、契約条項第 1 条第 1 項に基づき、下記のとおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は契約書別紙 3「令和 8 年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」（以下「一覧表」という。）の No. _____ のとおり。

なお、次項の追加整備等に記載がある場合は、契約条項第 4 条第 1 項の追加整備が必要と判断したと見なすので、ただちにこの整備にかかる費用の見積書を提出すること。

また、提出された見積書を支出負担行為担当官等が適正と見なした場合は、同条第 2 項の追加整備発注書の交付がされたものとし、提出された見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後において検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約に基づく請求書と別様にて発行すること。

2 追加整備等

(1) _____

(2) _____

3 履行期限：令和 年 月 日

4 その他特記事項

請負者は、上記 1 及び 2 における点検等及び整備を実施した結果、この発注書の内容以外の整備を必要と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備に係る費用の見積書を速やかに提出すること。

追 加 整 備 発 注 書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要との判断の下で提出された見積書については追加整備が必要と認められ、かつ価格も適正と認められるので、契約条項第4条第2項に基づき、点検整備を依頼する。

なお、本通知をもって別途の契約の締結とするので、提出した見積書の内容による作業を実施すること。

作業実施後においては、検査職員の検査に合格した場合は請求書を契約書に基づく請求書とは別様にて発行すること。

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
会津森林管理署南会津支署長 金子 友次 殿

（見積人）
住 所

商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥ _____

ただし令和 8 年度会津森林管理署南会津支署公用自動車点検等業務の代金

上記金額は、消費税及び地方消費税を加算した金額であること及び見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

様式2

内訳書

件名(項目)		数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車(自家用・13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	2	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用・13年未満) 車両重量1.5トン超2トン以下 2年	3	台		
自動車重量税計(A)					
自賠責保険料	乗用自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	5	台		
自動車損害賠償責任保険料計(B)					
定期点検	12ヶ月点検基本料(軽自動車)	1	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	2	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	1	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量2トン超3トン以下)	1	式		
定期点検	車内及び外回り洗浄	5	式		
定期点検	車両陸送	5	往復		
継続検査(車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	2	式		
継続検査(車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	式		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	2	式		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	式		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	2	式		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	式		
継続検査(車検)	室内及び外回り清掃	5	式		
継続検査(車検)	車両陸送	5	往復		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車以外)	5	式		
継続検査(車検)	継続検査代行	5	式		
作業料金計(C)					
消費税(D) (C×10%)					
税抜き料金(A+B+C)					
税込み料金(A+B+C+D)					

提 案 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次 殿

郵便番号

住 所

電話番号

名 称

代 表 者

役職氏名

令和 年 月 日付けで見積依頼のありました「令和8年度会津森林管理署南会津支署公用自動車点検等業務」の競争の参加にあたり、下記の資料を提出いたします。

なお、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しないこと（ただし、第70条については未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。）については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 全省庁統一資格審査結果通知書の写し
- 2 自動車分解整備工場一覧表
- 3 参考資料「車両陸送費用及び代車費用に関する情報提供」

担当部署：

氏 名：

連 絡 先：

自動車分解整備工場一覧

車両の点検整備を行う事業場は以下のとおり。

自動車点検整備等 委託車両及び整備 内容等一覧表のNo.	左記の車両を整備する 自動車分解整備工場名	左記の自動車分解整備工場の住所	電話番号	備考

それぞれの車両引渡場所から引取り業務を行う整備工場は上記のとおりです。

会社名：_____

貴署から情報提供依頼のあった「公用自動車点検等業務仕様書」 2 (2) ク及びケの項目について、事前の参考見積として提出します。

会社名：_____

○ 車両陸送費用（仕様書項目 2 (2) クの分）

自動車点検整備等 委託車両及び整備 内容等一覧表のNo.	対象台数	条 件	単 価	合 計	備考
1～10	10	往復			整備工場～ 南会津支署
合 計					

注）上記の記載は、当社における標準的な契約における見積単価であり、本業務の見積における単価は、見積書（内訳書）に記載する本契約に係る 1 台当たりの単価となります。

○ 代車料（仕様書項目 2 (2) ケの分）

1 台あたり：

注）上記の記載は、当社における標準的な契約における見積単価であり、本業務の入札における単価は、見積書（内訳書）に記載する本契約に係る 1 台当たりの単価となります。

紙入札方式参加承諾願

1 件名

令和 8 年度会津森林管理署南会津支署公用自動車点検等業務

2 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子調達対象事案ではありますが、上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾頂きますようお願い致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者・氏名

分任支出負担行為担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次 殿

上記について承認・否認します。

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次